

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年 4月3日
発信課	総務部庁舎建設課
担当者	伊東
連絡先	電 話 0166-25-7597
	FAX 0166-25-6515
	E-mail choshakensetsu@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	4月 4日 ~ 4月 17日
発表項目 (行事名)	総合庁舎建替設計委託公募型プロポーザル実施について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 業務名 総合庁舎建替設計委託</p> <p>2 参加資格</p> <p>(1) 旭川市建設工事等の競争入札参加資格において「建築設計」の入札参加資格を有している者</p> <p>(2) 共同企業体の代表者は、平成19年4月1日以降に、本業務の内容と同種類似業務を元請けとして履行した実績を有する者</p> <p>(3) 共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年4月1日以降に、本市が発注する延べ床面積1千㎡以上の公共建築物の新築等に関する建築設計業務を履行した実績を有する者。</p> <p>(4) 共同企業体の構成員は3者とし、代表者以外の2者は、市内に本店を置く者</p> <p>3 参加表明書の提出期限 平成29年4月17日(月)正午まで</p> <p>4 総合庁舎建替設計委託プロポーザル応募要項等の交付期間及び方法</p> <p>(1) 交付期間 平成29年4月4日から平成29年4月17日まで</p> <p>(2) 交付方法 旭川市6条通9丁目総合庁舎4階 総務部庁舎建設課で交付するほか、旭川市のホームページからのダウンロードにより交付する。 ホームページ URL http://49.143.242.185/temp/sy20110000/1/d059375.html</p>
添付資料	有 ・ 無
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

総合庁舎建替設計委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

平成29年4月4日

旭川市長 西川 将人

1 担当課

〒070-8525 旭川市6条通9丁目総合庁舎4階

旭川市総務部庁舎建設課

電話 0166-25-7597

FAX 0166-25-6515

e-mail choshakensetsu@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 総合庁舎建替設計委託
- (2) 業務内容 新庁舎に係る基本設計及び実施設計
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成31年5月31日まで

3 参加資格要件

次に掲げる全ての要件を満たす者で構成する共同企業体とする。

(1) 構成員の要件

ア 公募の日において、旭川市建設工事等の競争入札参加資格において「建築設計」の入札参加資格を有していること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

ウ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

オ 本プロポーザルの参加において複数の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 代表者の要件

共同企業体の代表者は、平成19年4月1日以降に本業務の内容と同種類似業務※¹を履行し、公募日時点において当該業務が完了している実績を有すること。

なお、共同企業体による履行の場合は、代表者としての履行実績に限り、再委託により履行した業務実績は含まない。

※1：同種類似業務

国土交通省告示第15号（平成21年1月7日告示）別添2による類型4（業務施設）の

第2類（銀行，本社ビル，庁舎等）の用途に供する建築物で，延べ面積1万㎡以上のものに係る基本設計又は実施設計（複合用途建築物にあつては，該当する用途部分の延べ床面積が1万㎡以上の場合は，同種類似業務とみなす。）

(3) 代表者以外の構成員の要件

共同企業体の代表者以外の構成員は，平成19年4月1日以降に本市が発注する延べ床面積1千㎡以上の公共建築物の新築，改築又は増築に関する建築設計業務を履行し，公募日時点において当該業務が完了している実績を有すること。

なお，その実績には，共同企業体の構成員として履行した場合を含み，改修設計の場合は含まない。

4 共同企業体の要件

共同企業体は，次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 構成員数

共同企業体の構成員は3者とし，代表者以外の2者は，市内に本店を置く者とする。

(2) 共同企業体の結成

共同企業体の結成方法は，自主結成によるものとし，参加表明書提出時に共同企業体協定書の写しを提出すること。

(3) 出資比率

全ての構成員が，均等割の10分の6以上の出資比率であり，かつ，代表者の出資比率は，構成員中最大であること。

5 配置予定技術者の要件

本業務に配置予定の技術者の要件は，次のとおりとする。

(1) 管理技術者※²及び建築（総合）主任技術者※¹は，建築士法の一級建築士とする。

(2) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は，参加希望者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

(3) 管理技術者及び主たる分担業務分野の主任技術者は，それぞれ1名とし，これらを兼ねることはできない。

なお，主たる分担業務分野の分類は，総合庁舎建替設計委託プロポーザル応募要項（以下「応募要項」という。）5(3)を参照のこと。

※²：管理技術者

業務の履行に関し，業務の管理及び総括を行う者をいう。

（旭川市建築設計業務委託契約約款第15条）

※³：主任技術者

管理技術者の下で主たる各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

6 応募要項等の交付期間及び方法

応募要項等の交付は、次のとおりとする。

- (1) 交付期間 平成29年4月4日から平成29年6月20日まで
- (2) 交付方法 1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/740/741/d059375.html>

7 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、一次審査と二次審査の二段階により行う。
- (2) 一次審査は、参加希望者から提出された技術資料について審査し、企画提案書を提出できる共同企業体5者を選定する。
- (3) 二次審査は、一次審査で選定された参加希望者から提出された企画提案書添付資料及びヒアリングによる審査を行う。

8 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、応募要項等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 提出期限 | 平成29年4月17日（月）正午まで |
| イ 提出場所 | 1担当課と同じ。 |
| ウ 提出方法 | 持参又は郵送による。 |
| エ 提出書類及び提出部数 | 応募要項7(1)参照のこと。 |

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に定める要件に該当するかどうかの確認に加え、一次審査を行い、選定結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 公募手続の中止

参加資格確認の結果、参加資格を有する共同企業体が1者以下となった場合は、本公募手続は中止する。

(4) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を要請された者は、応募要項等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア 提出期限 | 平成29年6月20日（火）正午まで |
| イ 提出場所 | 1担当課と同じ。 |
| ウ 提出方法 | 持参又は郵送による。 |
| エ 提出書類及び提出部数 | 応募要項9(1)参照のこと。 |

(5) 参加表明書及び企画提案書等の記載方法

参加表明書及び企画表明書等の記載方法については、「総合庁舎建替設計委託プロポーザル評価項目及び書類記載要領」による。

9 受託候補者の特定

一次審査と二次審査における審査項目ごとに各審査委員の評価点を合計し、委員会の合議の上、受託候補者及び次席者をそれぞれ1共同企業体ずつ特定する。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 提出期限までに企画提案書が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募要項等で示された提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 3参加資格要件又は4共同企業体の要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、企画提案時の経費見積額調書の見積額と比し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。

- (2) 契約保証金 要しない。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) 支払条件 部分払いとする。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、全て参加希望者又は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、参加希望者及び企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 本業務の内容及び本プロポーザルの各種手続については、本文に記載している事項のほか、応募要項等を参照のこと。